意見検討結果一覧表
（案名：岩手県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）策定についての意見募集）

番号	計画（案）目次				意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	計画全般に関すること				全体的には理路整然としているが、項目が多くなかなか理解しがたい。県民向け用に簡潔、単文化したものが欲しい。誤解、偏見をなくすためにも、多くの方々に読んで理解していただけないと意味がない。この取組こそが大事な第一歩と考える。	計画の概要版を作成し、周知に努めます。	D（参考）
2	Ⅰ　計画に関する基本的事項	1　計画策定の趣旨	―		はじめにあります「酒類は私たちの生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに…酒類の製造は産業としても重要な位置づけにあります。」の文面は、お酒の「善」と「効」のみに触れるものであり、「アルコール健康障害対策基本法」の目的、趣旨にそぐわないものと思います。 計画(案)はあくまで「アルコールによってもたらされる(もたらされた)問題」を適切に把握し、予防・解決の具体的方法を示すべきと思います。 以上の観点から指摘した文案の削除をお願いいたします。	アルコール健康障害対策基本法では、「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している」ことが明記されており、国民の酒類（飲酒）との関わりを前提としながらも、「不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い」ことに触れ、アルコール健康障害とそれに関連して生ずるアルコール関連問題について定義しています。 このことを踏まえ、本計画案においても、県民の酒類との関わりを明記した上で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となり、アルコール関連問題を生じさせる危険性が高い、という基本的な認識を示したものです。	E（対応困難）
3	Ⅳ　基本的施策	1　正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	（1）教育の振興等		16ページ、17ページ、27ページにおいて具体的取組が記載された点は良かった。特に事業所への出前講座などはぜひ進めて継続願う。偏見について、一般のイメージは依存症になってからの行動や外見的なものから生まれて来ている部分が大きい。誰でもなり得る可能性を念頭において、正しい知識を教育として幼児期から繰り返し学ぶことが必要。	計画に沿って取組を進めます。	C(趣旨同一)
4	Ⅳ　基本的施策	1　正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	（1）教育の振興等		16ページ。公共の場における飲酒のマナーについて、防止を図り、理解を促進するとあります。もう少し具体策が欲しい。呼びかけだけでは改善は期待できない。条例化を考えてもいいと思う。	公共の場における飲酒に関するマナーの向上やアルコール・ハラスメントの防止については、まずは啓発活動を通じて、県民一人ひとりに意識を高めていただくことが重要であり、直ちに強制力を持って取り締まるものではないと考えていますが、御意見は理解を促進するに当たり、参考とします。	D（参考）
5	Ⅳ　基本的施策	1　正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	（2）不適切な飲酒の誘引の防止		事業者が健康障害の発生や再発防止に対し、どのような取組をし努力しているかを明確にし、それを発することを義務化させる。飲酒する方も、製造販売する方も双方で努力することが大切。	酒類関係事業者は、不適切な飲酒の誘引の防止に関する様々な取組を、ホームページ等を通じて公表していることから、引き続き、事業者自ら積極的に情報発信していただくことを期待しており、現時点では、情報発信は義務化するものではないと考えていますが、御意見は取組を進めるに当たり参考とします。 なお、「計画の評価及び見直し」において、「関連事業の実施状況等を毎年度調査」することとしていますが、酒類関係事業者等、県以外の取組みもできるだけ幅広く情報収集し、岩手県アルコール健康障害対策推進協議会に報告したいと考えています。	D（参考）
6	Ⅳ　基本的施策	2　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	（1）相談支援等		是非、月に1回程度、保健センターあるいは保健所で保健師によるアルコール相談の日を設けてほしい。	保健所では、アルコール関連問題に関する相談に随時、対応しています。 計画策定後、相談支援体制の整備について検討し、相談の拠点や地域で相談できる窓口を明確化するとともに、広く周知を行うこととしており、御意見は検討の際の参考とします。	D（参考）
7	Ⅳ　基本的施策	2　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	（1）相談支援等		2月に1回程度は、精神科病院のケースワーカーや心理士などと保健師が相談例について話し合う、あるいは相談者を含めて面談するミーティングの場をつくっていただきたい。	御意見は、地域における具体的な連携方法の一つとして、相談支援体制整備を検討する際の参考とします。	D（参考）
8	Ⅳ　基本的施策	2　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	（1）相談支援等		医療的問題を多く抱えている相談例について、保健師、ワーカーが連絡がとれる精神科医を確保していただきたい。	保健所では、精神科医師を非常勤嘱託医として任用する等により、医療的な相談にも対応できるようにしています。 なお、計画策定後、医療関係者を対象とした研修等を行うこととしており、御意見は事業実施の際の参考とします。	D（参考）

意見検討結果一覧表
（案名：岩手県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）策定についての意見募集）

番号	計画（案）目次				意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
9	Ⅳ　基本的施策	2　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	（1）相談支援等		アルコール問題は、本人だけでなく、家族への影響が非常に大きいので、家族援助がとても重要であるので、年に何回かアルコール問題に関する家族向けの会合（家族教室など）を、市あるいは保健所で開いてほしい。	アルコール健康障害は、その家族へ深刻な影響を及ぼす危険性が高いことから、計画では「取組の視点」の一つに「家族への支援」を掲げています。 御意見は、家族支援に当たっての具体的な事業実施の際の参考とします。	D（参考）
10	Ⅳ　基本的施策	2　誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	（1）相談支援等		高齢のアルコール依存症者が増えていると思われる。介護施設の利用の仕方も含め、介護関係者との連絡や調整も、行政が担ってほしい。	計画では、市町村職員、介護職、地域包括支援センター職員などを含む、アルコール依存症患者等に対応する機会がある支援者を対象とした、アルコール依存症の特性を踏まえた支援に関する研修を行うこととしており、御意見は研修実施の際の参考とします。	D（参考）
【再掲】	Ⅳ　基本的施策	3　保健・医療における質の向上と連携の促進	（1）健康診断及び保健指導		【再掲】16ページ、17ページ、27ページにおいて具体的取組が記載された点は良かった。特に事業所への出前講座などはぜひ進めて継続願う。 偏見について、一般のイメージは依存症になってからの行動や外見的なものから生まれて来ている部分が大きい。誰でもなり得る可能性を念頭において、正しい知識を教育として幼児期から繰り返し学ぶことが必要。	【再掲】計画に沿って取組を進めます。	C(趣旨同一)
11	Ⅳ　基本的施策	3　保健・医療における質の向上と連携の促進	（2）アルコール健康障害に係る医療の充実等		内科あるいは外科の入院患者で、アルコール離脱症状によるせん妄、幻覚症が現れ治療困難になっている患者がかなりいると思われる。そうした場合の精神科病院との連携仲介、また身体疾患治療後のフォローについて、保健所をはじめ行政担当者がもっと関わってほしい。	計画では、県、消防機関、警察、医師会、精神科病院等の関係機関で構成する精神科救急医療体制連絡調整委員会等の場を活用し、アルコール関連問題に関する実情を関係者間で共有する等医療連携を推進することとしており、御意見を参考としながら、取組みを進めます。	C(趣旨同一)
12	Ⅳ　基本的施策	3　保健・医療における質の向上と連携の促進	（2）アルコール健康障害に係る医療の充実等		精神科との連携の必要性について医師会にも周知してほしい。	本計画の策定にあたっては、岩手県医師会からも「岩手県アルコール健康障害対策推進協議会」に参画いただき、御意見をお聞きしながら検討を進めてきたところであり、計画策定後も引き続き岩手県医師会に参画いただきながら、取組を進めます。	C(趣旨同一)
13	Ⅳ　基本的施策	3　保健・医療における質の向上と連携の促進	（2）アルコール健康障害に係る医療の充実等		30ページ。救急等の一般医療と専門医療の連携において、救急時に相談、対処方法を教えていただける機関を具体的に記載願う。休日、夜間など家族は不安が増大する。	御指摘の通り、救急時に相談対応を行う機関として、岩手県精神科救急情報センターがアルコール依存症者又はその家族等から精神科救急に関する相談があったときは必要な助言を行う旨、計画に記載します。	A（全部反映）
14	Ⅳ　基本的施策	4　アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	（2）民間団体の活動に対する支援		アルコール依存克服のための断酒会やAAの役割はとても大きい。岩手県南での自助グループ活動があまりにも少ない。行政の援助で、他の地域の自助グループを招いての勉強会を開き、そうした機会にグループ結成メンバーの発掘をしてほしい。	計画では、アルコール健康障害を有する人等やその家族による自助グループの参加者数を増加させることを目標に、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体のミーティング活動支援や、アルコール関連問題を抱える人等の問題解決に役立つ情報提供を行うこととしており、御意見は事業実施の際の参考とします。	C(趣旨同一)

備考　　「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区　分	内　容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）